

兵庫県消防団員加入促進ショート動画制作業務委託仕様書

1 背景・目的

近年、ライフスタイルの変化や価値観の多様化等により、若年層の地域コミュニティへの関与が希薄化し、地域における連帯感や共助機能の維持・継続が課題となっている。こうした中、地域防災力の中核を担う消防団においても、団員数の減少が続いており、将来的な地域防災力の低下が懸念されている。特に、消防団活動の継続的な運営や組織の活性化を図るためには、若い世代の参画が不可欠であり、学生を含む10～20代への加入促進が重要な課題となっている。

このため兵庫県では、大学・専門学校等と連携し、消防団活動に関心を持つ学生を対象とした加入説明会を実施するとともに、県公式SNSやホームページ、協力自治体の広報媒体等を活用した情報発信を行い、学生を含む10～20代に対し消防団への理解促進と加入機運の醸成に取り組むこととしている。

本業務では、説明会や各種広報媒体において活用するショート動画を制作し、消防団活動への理解促進及び加入意欲の醸成を図ることで、学生を含む10～20代の消防団加入促進につなげることを目的とする。

2 業務内容

(1) 学生を含む10～20代向け消防団加入促進ショート動画の企画・制作

本事業の目的を十分に理解した上で、10～20代のなかでも特に大学生及び専門学校生等の学生を重点的な訴求対象とした消防団加入促進動画の企画及び制作を行うこと。

なお、動画制作に当たっては、単なる活動紹介や説明にとどまらず、学生を含む10～20代への消防団に対する心理的ハードルを低減し、「自分にも参加できそう」「少し話を聞いてみたい」と感じられる内容となるよう留意すること。

また、企画段階においては、訴求対象の分析及び訴求方針の整理を行い、動画全体を通じたコンセプト（訴求テーマ）を提案すること。コンセプトについては委託者との協議により決定し、その内容に基づき動画制作を行うこと。

ア 企画・構成

動画の企画・構成に当たっては、次の事項を踏まえること。

- ・学生を含む10～20代が消防団活動を身近に感じられる内容とし、加入への興味・関心を喚起できる構成とすること。
- ・学生を含む10～20代の消防団員の活動や体験、仲間との交流、地域とのつながり、自己成長等、同じ目線で消防団の魅力が伝わる内容を検討すること。
- ・消防団活動に対する「活動が忙しそう」「参加ハードルが高い」などの先入観を和らげ、加入を前向きに検討する契機となる内容とすること。

- ・説明会では別途作成したスライド資料での説明を予定している。そのため、説明を補完する動画として活用することを想定し、ナレーションや解説等による説明調の構成は避けること。
- ・SNSでの配信視聴も考慮し、冒頭数秒で視聴者の興味を引く工夫を行うこと。
- ・動画の冒頭又は末尾において、兵庫県に関連する映像又は表示を挿入し、本事業が兵庫県の取組であることが分かる内容とすること。

イ 動画仕様

(ア) 制作本数

10本程度を想定する。ただし、コンセプト及び企画内容を踏まえ、最終的な制作本数は委託者との協議により決定する。

(イ) 動画時間

1本当たり30秒程度を基本とする。

(ウ) 規格

縦型動画（9:16）

- ・スマートフォンでの視聴を前提とした構成とすること。
- ・SNSでの配信に適した品質及び形式とすること。

(2) 動画の活用想定

制作する動画は、以下の用途で使用することを想定している。

- ・大学、専門学校等で実施する消防団加入説明会における上映
- ・兵庫県公式SNS（YouTube、X、Instagram等）での配信
- ・兵庫県及び希望する市町の庁舎、施設等におけるデジタルサイネージ・広報スペースでの放映

なお、消防団の制度概要や加入手続等の詳細説明については、説明会資料や其他媒体で実施するため、動画内で個別・詳細な説明を行う必要はない。動画は学生を含む10～20代への興味・関心を喚起し、消防団活動への親近感や加入意欲を高める役割を担うものとする。

3 契約期間

契約締結日～令和9年3月10日（水）まで

4 成果品

(1) 短尺動画

出来上がった成果品は、令和9年3月10日（水）までに兵庫県災害対策センターへ納品する。

- ・映像を収録した電子データ／1式（MP4形式、WMV形式）
- ・映像を収録したDVD／3部

5 その他

- (1) 受託者は、県と適宜打合せを実施するなど円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (2) 本事業の成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、県に帰属する。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び履行に際し不明な点が生じた場合は、担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。